

氏の変更・名の変更を申し立てる方へ

改正戸籍法施行を考慮して
5月23日まで審判はされません



氏の変更は4月14日から5月23日まで
名の変更は5月12日から5月23日まで
いずれも改正戸籍法施行を考慮して審判は行われません。
5月中に氏又は名の変更の許可を得て戸籍に反映させたい
方はお早めに申立てをしてください。
申立ての際は、変更したい氏又は名の振り仮名を必ず記載
してください。